

【名古屋簡易裁判所版】

○ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための期日取消等について

政府の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言及び愛知県の外出自粛要請等を踏まえ、名古屋簡易裁判所において、5月6日までに実施される予定であった期日については以下のとおり取り扱われます。

民事事件については、「名古屋簡易裁判所における民事事件の取扱いについて」を御確認ください。

刑事事件については、保釈などの緊急性の高い業務は、通常どおり行っています。

なお、裁判所に提出される文書の受付業務は継続しておりますし、郵送により提出された文書も受け付けています。

名古屋簡易裁判所における民事事件の取扱いについて(令和2年4月17日現在)

担当部署	事件の種類	事件符号	対応
民事1係～7係	民事訴訟事件	(ハ)	5月6日までの間に指定されている裁判手続は原則として取り消します。 その後の手続の日時は追って指定します。
調停係(調停別館)	民事調停事件	(ノ), (ユ), (メ)等	5月6日までの間に指定されている調停手続は原則として取り消します。 その後の手続の日時は追って指定します。
	特定調停事件	(特ノ)	5月6日までの間に指定されている調停手続は原則として取り消します。 その後の手続の日時は追って指定します。
訟廷事務室督促係	支払督促事件	(口)	事件の受付のみ行います。
訟廷事務室保全係	保全事件	(ト)	継続して処理を行います。
	和解事件	(イ)	事件の受付のみ行います。
訟廷事務室事件係	過料事件, 公示催告事件	(ア), (ヘ)	事件の受付のみ行います。
民事8係	少額訴訟事件	(少コ)	5月6日までの間に指定されている裁判手続は原則として取り消します。 その後の手続の日時は追って指定します。
	少額訴訟判決に対する異議申立事件	(少エ)	
	少額訴訟債権執行事件	(少ル)	